

令和4年度
就学援助事務システム標準化検討会
(第3回)

第2回意見照会及び第2回WT結果を踏まえた対応方針について

文部科学省 初等中等教育局

1. 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について

1.1. これまでの経緯の今年度の検討内容

- 就学援助事務では、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和三年法律第四十号）に基づき、地方公共団体の業務プロセスや情報システムの実態等について調査を行い、市区町村・事業者への意見照会、有識者による検討会及び自治体職員で構成されるワーキングチームを経て、令和3年8月に「就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第1.0版】」を策定しました。
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）において、就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第1.0版】は、令和4年夏までに改定することとされています。
- また、デジタル庁から令和4年夏までに「地方公共団体情報システム標準化基本方針【1.0版】」が公表される予定であることから、本年度は主に重点計画、標準化基本方針、データ要件・連携要件等との整合を図る改定を予定しています。

2.1. 改定のポイント

- 就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第2.0版】では、令和3年度末時点で「標準仕様書への影響確認が完了している論点（重点計画の記載内容、申し送り事項等）」「標準仕様書への影響確認が完了していない論点（デジタル庁、関係府省の検討結果を受けて影響範囲の精査が必要な論点）」の2点を軸に検討を進め、以下の内容について改定することを検討しています。

【重点計画】
「第6 デジタル社会の
実現に向けた施策」へ
の対応

【転出証明書情報等の活用】

- 引越しワンストップ実現の観点から、住基システムから連携される転出証明書情報等を連携し、効率的な事務処理に活用する。

【公的給付支給等口座の登録制度】

- 情報提供ネットワークを経由して、口座情報登録システムから公的給付支給等口座情報（口座番号等）を取得し、国民に給付金を支給する仕組みの活用を検討する。

【教育データの利活用】

- 教育データ利活用ロードマップを踏まえ、文部科学省の教育データ標準とデジタル庁が作成する標準仕様書のデータ要件及び連携要件の整合を図ることで、教育データの利活用を促進する。

【対象者の確実な把握】

- 就学援助を必要とする者の申請機会を確保するため、対象者の把握と申請書交付に関する業務フローを整理する。

【その他】

- 令和3年度の自治体及びベンダへの意見照会結果を踏まえ、軽微な改定作業を行う。（解釈が分かれる恐れのある記述等）

令和3年度申し送り
事項等に関する対応

2. 就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第2.0版】について

2.2. 各検討会での主な協議事項

- 各検討会における主な協議事項は以下のとおりです。
- 第3回検討会では、第2回意見照会及び第2回WT結果を踏まえた対応方針・修正内容に関する妥当性などについてご意見をいただき、ご意見を反映した上で令和4年8月末に標準仕様書【2.0版】として公表することを想定しています。

主な協議事項

第1回検討会 (済)

- 本事業における検討会の立上げの承認と、WT構成員公募を決定
- 今年度の取組内容や標準仕様書【第1.0版】の修正点に関する妥当性
- 主な論点等に関する第1回意見照会及び第2回WTで特に確認すべき事項

第2回検討会 (済)

- 第1回意見照会及び第1回WT結果を踏まえた対応方針・修正内容に関する妥当性
- 主な論点等に関する第2回意見照会及び第2回WTでの特に確認すべき事項

第3回検討会 (本日)

- 第2回検討会での意見を踏まえた対応方針に関する妥当性
- 第2回意見照会及び第2回WT結果を踏まえた対応方針・修正内容に関する妥当性
- 標準仕様書【第2.0版】（案）の承認可否

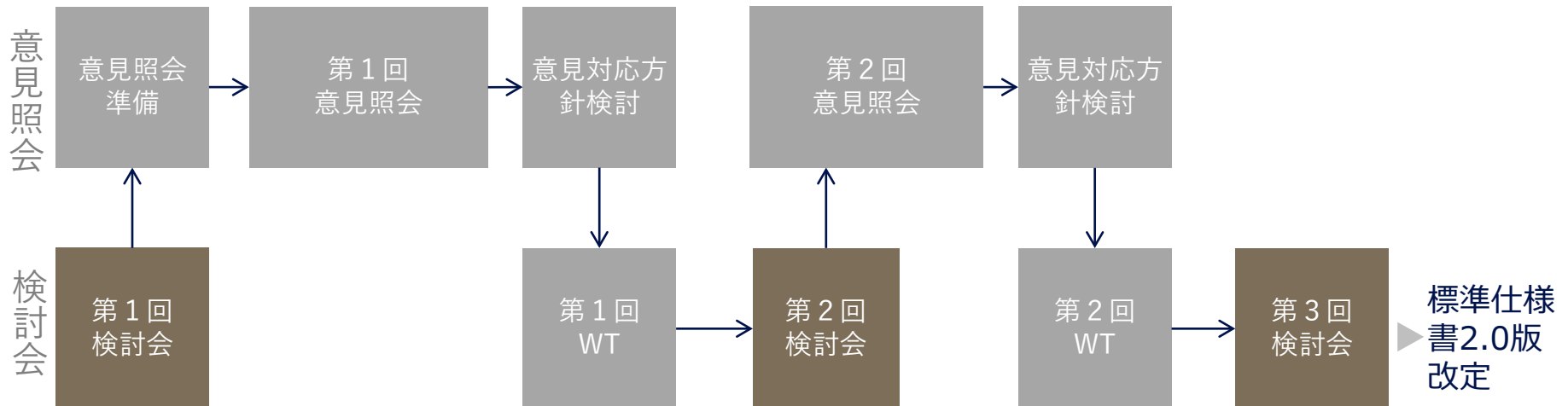
2. 就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第2.0版】について

2.3. 2.0版への改定プロセス

第1回検討会資料から再掲

- 標準仕様書の改定にあたっては、昨年度と同様に有識者による検討会や全国の自治体・ベンダへの意見照会等を実施することで、実効性の高い標準仕様書を策定します。

標準仕様書改定に向けた検討を行う検討会等の開催の作業プロセス



本事業における検討会の立上げの承認と、WT構成員公募を決定するための検討会を開催

第1回意見照会の回答結果を踏まえた標準仕様書の見直し・修正案に係る検討

WTの検討結果を踏まえ、第2回意見照会に向けた標準仕様書の見直し案を承認

第2回意見照会の回答結果を踏まえた標準仕様書の見直し・修正案に係る検討

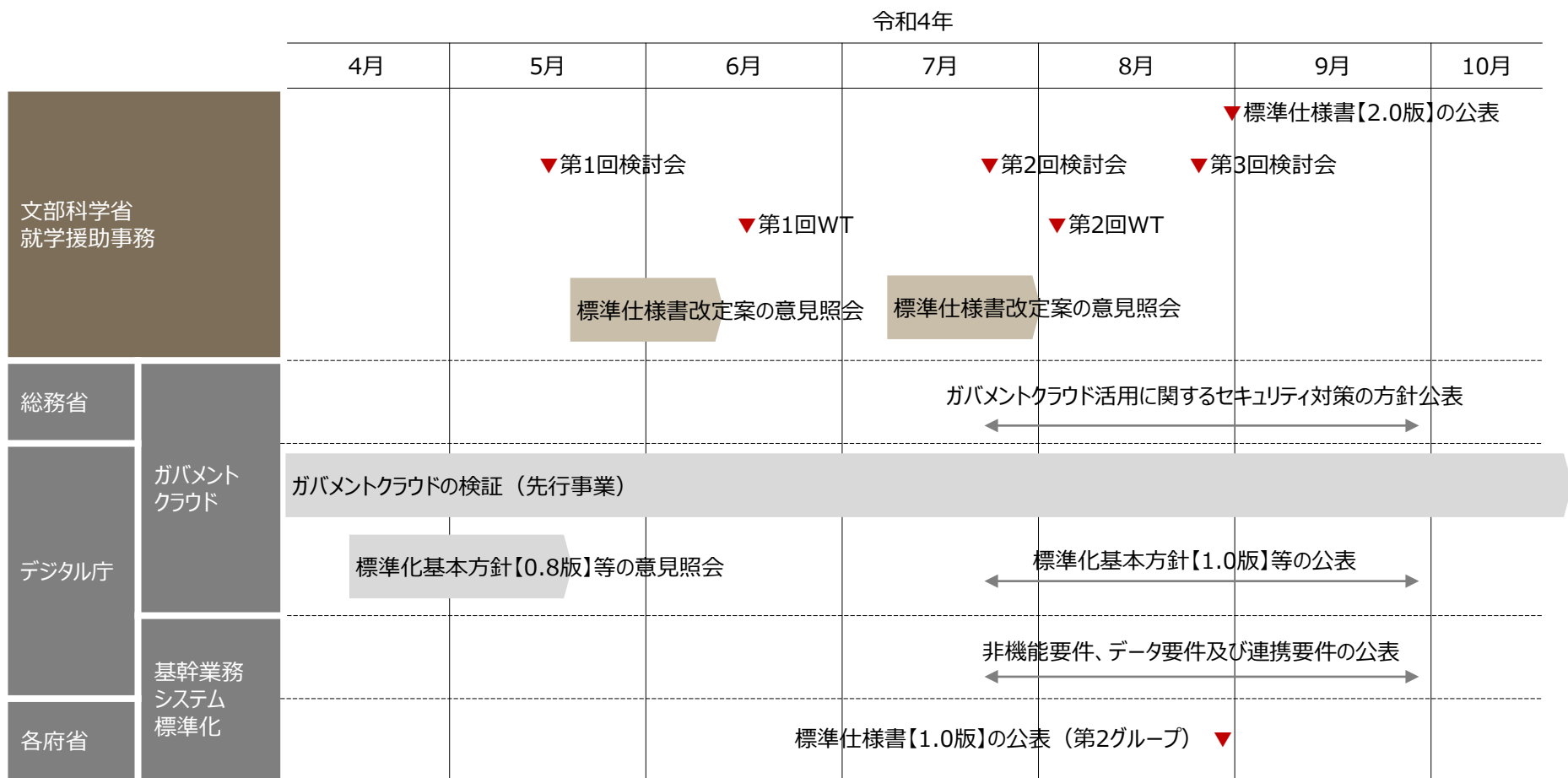
WTの検討結果を踏まえ、標準仕様書の見直し案（2.0版）を承認

※WT：ワーキングチーム

2. 就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第2.0版】について

2.4. 2.0版への改定スケジュール

- 標準仕様書【2.0版】への改定スケジュールを以下に示します。



3. 第2回意見照会の結果概要

- 第2回意見照会結果の概要は、以下のとおりです。

		意見数		
		機能要件等への意見	帳票要件への意見	
【重点計画】 「第6 デジタル社会の実現に向けた施策」への対応	【論点1】 転出証明書情報等の活用	27	0	本検討会での検討対象
	【論点2】 公的給付支給等口座の登録制度	40	0	
	【論点3】 教育データの利活用	0	0	
	【論点4】 該当者の確実な把握	50	0	
令和3年度申し送り事項等に関する対応	第1回意見照会結果を踏まえた軽微な改定	58	109	本検討会での検討対象外
その他	意見照会スコープ外への意見 (昨年度検討済み事項など)	129	28	
	質問	10	84	
合計		314	221	

ただし、事務局で全ての意見・質問を確認し、適宜必要な修正を行う。

4. 主な論点に対する意見と対応方針（案）

【論点1】転出証明書情報等の活用（意見照会での主な意見）

- 転出証明書情報等の活用に関する自治体からの主な意見は以下のとおり。

自治体からの主な意見

対応方針（案）

多義的な表現に関する意見 （表現の統一）

- 「情報を取得できること。」とありますが、「取得」が具体的にどのような機能で実現されているべきか不明瞭で多義的な表現です。「管理（参照・登録・修正・削除）」という表現に修正し、画面表示だけでなくデータベースへの登録が行われることを明記すべきと考えます。

- 本標準仕様書では機能要件において「管理（参照・登録・修正・削除）」という表現で統一しているため、ご意見を踏まえて表現の見直しを行います。

データ項目等 に関する質問

- 利活用方法検討のため、転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報の項目を具体的にご提示ください。
- 帳票要件に転出証明書情報が定義されている帳票が存在しないように見受けられます。「帳票に出力できること。」とは具体的にどのような機能を指すかご教授ください。

- 今後、デジタル庁の定めるデータ要件等で示される予定です。
- 帳票出力に関しては、データ要件等で定められた項目をリスト形式（CSV等）で出力することを想定しています。

実装必須機能にすべき という意見

- インプット側となる住民記録の標準仕様書において「転出・転入手続のワンストップ」は「実装必須機能」となっている点、及び「1.2.10.マイナポータルからの申請受付」は「実装必須機能」となっている点も鑑みると、本機能も「実装必須機能」としてはどうか。自動でデータを取得できるため、職員の作業軽減及び入力誤りの抑止に繋がる。

- 第1回意見照会結果を踏まえて「実装オプション機能」と整理したため、今後多くの自治体で有用な活用方法が示されれば「実装必須機能」へ見直すことを検討します。

4. 主な論点に対する意見と対応方針（案）

【論点1】転出証明書情報等の活用（修正案）

【論点1】転出証明書情報等の活用に関する修正案の考え方

- 自治体への第2回意見照会での意見を踏まえ、表現を統一する軽微な修正を行う。
(WT構成員からの本修正に関する意見は無かった。)

標準仕様書【第2.0版】案の記載

第2回意見照会時

【実装オプション機能】

マイナポータルぴったりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルぴったりサービス等」という。）を利用して行われた引越しOSSにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。

また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。

転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。

転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に削除できること。

第2回意見照会結果反映後

【実装オプション機能】

マイナポータルぴったりサービスその他汎用電子申請システム（以下「マイナポータルぴったりサービス等」という。）を利用して行われた引越しOSSにおける転入予約申請又は転居予約申請により申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「自治体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得し、**管理（参照、登録）**できること。

また、転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る**関係する**情報を取得し、**管理（参照、登録）**できること。

転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。

転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を、期間を指定して一括又は個別に**管理（削除）**できること。

※デジタル庁から標準仕様書間の整合性を図るための調整を目的として制度所管府省へ示された標準仕様書記載案

4. 主な論点に対する意見と対応方針（案）

【論点2】公的給付支給等口座（意見照会での主な意見）

- 公的給付支給等口座に関する自治体からの主な意見は以下のとおり。

自治体からの主な意見

対応方針（案）

多義的な表現に関する意見 （表現の統一）

- 他の要件では「管理」の末尾に詳細が記載されているため、「（登録・修正）」などといった文言を追記すべきと考えます。

- 本標準仕様書では機能要件において「管理（参照・登録・修正・削除）」という表現で統一しているため、ご意見を踏まえて表現の見直しを行います。

実装オプション機能にすべき という意見

以下のことにより、本要件は実装オプション機能にすべきと考える。

- 「マイナンバー利用に関する条例や設備が整備されていない自治体は、本機能を利用しないことを想定している。」との記載があり、すべての自治体で必要となる機能ではないため。
- 申請又は給付の都度、自動で公的給付支給等口座情報を取得する仕様とした場合、例えば申請入力時に自動取得した口座情報と振込口座処理や通知書作成処理時に自動取得した口座情報に差異があった場合に、その差異の妥当性（口座情報の最新性）を都度確認する必要が発生する。申請入力、振込口座処理、通知書作成の毎回到差異の妥当性を確認するとすれば、自治体の事務負担が相当増えることになると考えられるため。

- マイナンバーによる情報連携機能は、機能要件7.7.で実装必須機能として定義しており、マイナンバーの活用によるデジタル化推進の観点から、本機能も合わせて実装必須機能として定義しています。
- 公金受取口座登録システムから取得した直近の情報が最新であるため、口座情報の差異の妥当性確認作業は必要無いと想定しています。

4. 主な論点に対する意見と対応方針（案）

【論点2】公的給付支給等口座（修正案）

【論点2】公的給付支給等口座に関する修正案の考え方

- 自治体への第2回意見照会での意見を踏まえ、表現を統一する軽微な修正を行う。
（WT構成員からの本修正に関する意見は無かった。）

標準仕様書【第2.0版】案の記載

第2回意見照会時（旧）	第2回意見照会結果反映後（新）
<p>【実装必須機能】</p> <p>公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無を管理できること。</p> <p>公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、公金の振込先口座として利用できること。</p> <p>【実装しない機能】</p> <p>取得した公金受取口座情報を、他システムに提供できること。</p>	<p>【実装必須機能】</p> <p>公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無を管理（参照、登録、修正、削除）できること。</p> <p>公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、公金の振込先口座として利用及び管理（参照）できること。</p> <p>【実装しない機能】</p> <p>取得した公金受取口座情報を、他システムに提供できること。</p>

※デジタル庁から標準仕様書間の整合性を図るための調整を目的として制度所管府省へ示された標準仕様書記載案

4. 主な論点に対する意見と対応方針（案）

【論点3】教育データの利活用

- 教育データの利活用に関して、第2回意見照会における自治体からの意見は無かった。
- デジタル庁から自治体に対するデータ要件及び連携要件の意見照会結果及び教育データ利活用ロードマップを踏まえ、文部科学省の教育データ標準と標準仕様書データ要件及び連携要件が整合するように、引き続きデジタル庁との調整を継続します。

4. 主な論点に対する意見と対応方針（案）

【論点4】該当者の確実な把握（意見照会での主な意見）

- 該当者の確実な把握に関する自治体からの主な意見は以下のとおり。

自治体からの主な意見

対応方針（案）

自動継続処理の対象条件 に関する意見

- 「前年度認定された者」の定義が曖昧なため明記が必要と考える。例えば、年度当初に認定されていたが、年度途中で所得更正等で認定要件を満たさなくなり、否認定となった者も「前年度認定された者」に該当するのか。
- 「前年度認定された者」には「前年度認定され年度途中で廃止された者」も含まれてしまうため、継続処理の対象としては不適切と思われます。

- ご指摘を踏まえて、「認定期間末日時点の認定者」に修正いたします。

複写機能 に関する意見

- 前年度認定者の申請情報を複写する記述が削除されたが、複写を行った上で、世帯員比較を行うようにしないと、不一致者が大量に発生した場合に対処しきれない。
- 前年度認定された者の申請情報を複写した上で、世帯員が不一致の者について一覧を出力したいので、第1回意見照会時の案実装必須機能の案にあった「前年度申請情報を翌年度申請情報として複写した上で」の文言を追加してほしい。

- ご意見を踏まえて、複写に関する記載を追加いたします。

4. 主な論点に対する意見と対応方針（案）

【論点4】該当者の確実な把握（修正案）

【論点4】該当者の確実な把握に関する修正案の考え方

- 自治体への第2回意見照会での意見を踏まえ、自動継続処理の対象条件等に関する軽微な修正を行う。
- WT構成員からの、自治体によって認定期間の始期（4月1日、7月1日、10月1日など）が異なる場合にも対応できる必要があるとの意見を踏まえ、「認定期間末日時点の認定者」へ修正する。

標準仕様書【第2.0版】案の記載

第2回意見照会時（旧）

【実装必須機能】

前年度認定された者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。

また、前年度認定された者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。

なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。

第2回意見照会結果反映後（新）

【実装必須機能】

認定期間末日時点の認定者について、基準日を指定して住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員を比較し、一致する者を前認定期間申請情報を翌認定期間申請情報として複写した上で、一括または個別に自動継続処理（継続して申請されたものとして扱う処理）にできること。

また、認定期間末日時点の認定者のうち、自動継続処理されていない者かつ当該年度に申請が無い者の一覧を出力できること。

なお、住民記録システム上の世帯員と就学事務システム（就学援助）上の世帯員が異なる世帯については、一覧として出力できること。

【備考】

自治体ごとの認定期間は、5.1.1.新年度データ作成において設定する。

5. 本検討会における構成員の意見要旨及び対応方針

- 本検討会での主な論点に関する各構成員からの意見を踏まえ、以下のように対応することを検討しています。
- なお、WT構成員からの意見要旨及び対応方針に関する意見はございませんでした。

本改定の論点	構成員からの意見要旨	対応方針（案）	対応時期
転出証明書情報等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転出証明書自体よりも引越し時の速やかな援助や援助漏れ防止が重要と考える。自治体間の連絡票という既存帳票を電子化するだけでなく、就学援助システム間連携や他システムとの連携機能として設計する発想が必要である。第2.0版で実装するには時間的に難しいと思うが、あるべき姿に近づくための機能の実装について、引き続き、文部科学省とデジタル庁で検討して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体間の情報連携の望ましいあり方について、デジタル庁、文部科学省にて引き続き検討します。 	次回以降
公的給付支給等口座の登録制度	(特段のご意見なし)	—	—
教育データの利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育データ利活用について、各自治体でどのような申請を認定して、どのような申請を認定しなかったかというデータを蓄積して文部科学省で把握することで、支援の充実につなげていくことができるのではないかと。 ・ 教育データ利活用については、行政によるアウトリーチの観点からも検討いただきたい。 ・ 個人情報保護の観点もあるため、匿名化等を施したうえでデータを収集・公表すれば、行政における利活用だけでなく、市民や研究者による行政チェックにも利活用可能なので、そのような視点も含めて検討して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム標準化により全国の自治体のデータ項目が統一されることで、データ利活用に繋げていくことが出来るものと考えます。 ・ 現在は文部科学省から各自治体へ毎年実施している実態調査によって、自治体の認定基準を調査・把握しています。ご意見を踏まえて、教育データの利活用方法を引き続き検討します。 	次回以降
該当者の確実な把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動継続処理によって、申請漏れを防ぐという意図を文章で示さなければ自治体には伝わらないのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準仕様書へ自動継続処理の機能および業務フローを記載した意図を追記します。 (修正案は次ページ参照) 	反映済

5. 本検討会における構成員の意見要旨及び対応方針

就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第2.0版】への修正案

第3章 機能要件 3-1 機能要件全般に関する事項

（中略）

（3）就学援助対象者への確実な援助の実施

就学援助対象者への確実な援助の実施を目的として、新規申請者の申請機会を確保するために、住民記録システム及び学齢簿管理システムから取得した世帯情報を基に、全就学世帯に対して申請案内を行う業務フローを整理した。

また、継続申請者に対しては、毎年度申請を求めている自治体と自動的に継続処理される自治体がある。この自動継続処理は、継続申請者の申請漏れ防止の観点で有用であることから、機能要件及び業務フローに実装必須機能として定義した。